

国際線が就航する中部国際空港（以下、「セントレア」）は、健全に機能するため多くの機関に支えられています。それらの業務の内容や実態を分かりやすく紹介することで、セントレアについての理解を深めていただきたいと、セントレア空港島に所在する各機関を訪問してインタビューした内容を中心に紹介しています。

第7回は、農林水産省名古屋植物防疫所中部空港支所長の平野善広氏にお話を伺いました。

（※文中の図表写真はすべて名古屋植物防疫所中部空港支所提供）

公益財団法人中部圏社会経済研究所企画調査部部长 田辺 義夫

第7回 農林水産省名古屋植物防疫所中部空港支所

名称：農林水産省名古屋植物防疫所中部空港支所

所在地：〒479-0881 愛知県常滑市セントレア一丁目1番地中部空港CIQ庁舎内 4階

沿革

- 1961年11月 名古屋植物防疫所を設置（名古屋市港区）
- 1967年9月 名古屋植物防疫所小牧出張所を設置（西春日井郡豊山村（現 豊山町）の名古屋空港内）
- 2005年2月 中部国際空港開港に伴い事務所をセントレアに移転、中部空港支所に名称変更
- 2006年6月 中部国際郵便局の開局に伴い国際郵便物の植物検疫業務を開始
- 2008年12月 ビジネス機を対象にした小規模出入国審査場（第2 CIQエリア）における植物検疫業務を開始
- 2010年5月 中部空港合同庁舎内（貨物地区）に精密検査室が完成し遺伝子診断法による精密検査を開始
- 2017年10月 旅客ターミナル3階国際線出発ロビー内に輸出検疫カウンターを設置

Q 全国の組織の概要と名古屋植物防疫所中部空港支所の位置づけについてお聞かせください。

植物防疫所は農林水産省の出先機関になります。

全国を5つのブロックに分けて、横浜港、名古屋港、神戸港、門司港、那覇港に本所があり、その下に支所や出張所が置かれています。支所が16か所、出張所が36か所です。輸入される植物類の検査が主要な業務という性格上、植物防疫所の支所や出張所も全国の主な海空港にあることが多いです。

植物類を輸入することのできる海空港は法令で定められていて、その指定港は海港112か所、空港45か所あり、それらを57か所の植物防疫所の植物防疫官が担当して全国をカバーしています。

名古屋植物防疫所は中部圏－東海の愛知、岐阜、

三重の3県、北陸の富山、石川、福井の3県に静岡県と長野県を加えた8県を管轄しています。

名古屋港の本所の下に、支所はセントレアと富山県の伏木富山港、静岡県の清水港の3支所です。出張所は名古屋港の南部と三重県の四日市港、静岡県の静岡空港、石川県の小松空港の4か所に配置されています。

私どもの支所はセントレア島の中だけが管轄ですので、非常に小さな担当エリアですが、業務量という面で輸入検査件数を見ると、名古屋管内の63%を占めており最大の支所です。

Q 植物防疫所の業務全般の概要をお聞かせください。

植物検疫業務は国際植物検疫と国内植物検疫に

図表1 全国の植物防疫所



大きく分かれます。

国際植物検疫は、さらに輸入検疫と輸出検疫の業務に分けられます。

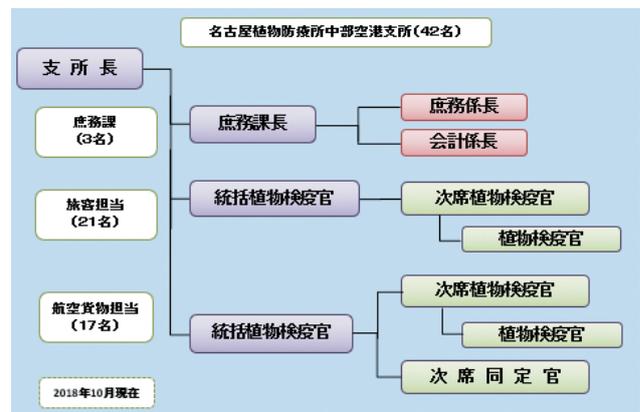
輸入検疫は、海外から輸入される植物に病害虫が付着して侵入するのを防止するために、輸入する時点で検査する業務です。この実効を上げるためにさまざまな検疫条件、例えばこれは輸入禁止、これはこういった検査が必要といった規制を国際植物防疫条約の下で諸外国と調整を図って運用されています。

輸出検疫はその逆で、いろいろな国がいろいろな検疫条件を通告してきていますので、それに合致するように検査し、証明書を作成して輸出のお手伝いをする仕事です。

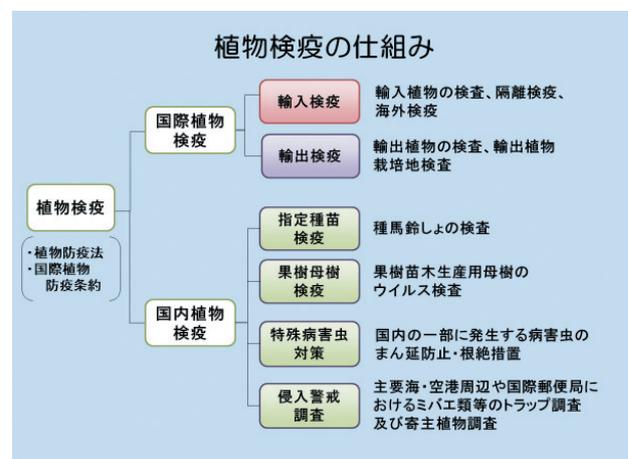
次に国内検疫ですがいくつかのジャンルがあります。

指定種苗検疫と果樹母樹検疫は栄養繁殖をするジャガイモや挿し木などで増殖する果樹類についてウイルス病などに汚染されていない健全な種いもや果樹苗木の穂木が流通するよう国内の植物類の検査を行います。また、国内の一部地域に発生している特殊な病害虫のまん延を防止するための特殊病害虫対策業務もあります。

図表2 名古屋植物防疫所中部空港支所の組織



図表3 植物検疫の仕組み



小笠原諸島や沖縄、南西諸島に発生している特殊な病害虫が本土にまん延するのを防止するための業務です。

一方、輸入検疫をすり抜けて海外から病害虫が万一侵入してしまわないように侵入警戒調査もしています。

Q 植物検疫を行う意味、意義を具体的にお話してください。

植物の病害虫はいろんな種類があります、日本にもたくさんの病害虫が生息していますが、世界的にはもっと多くの病害虫がいて、日本にはまだ発生していない病害虫もいます。

そういった新たな病害虫が日本に侵入してきた場合、もともと天敵がいないとか、環境が変わることで、従来の発生場所では想像がつかないような被害が発生することがあります。国境においてその侵入を防止することは極めて重要だといわれています。

歴史的に見てみますと、約160年前、フランスがアメリカから輸入したブドウの苗の根に「ブドウフィロキセラ」というアブラムシの仲間です。小さな虫が寄生していました。この虫は現地のロッキー山脈では野生のブドウに付く取るに足らない昆虫だったのですが、フランスに侵入すると全土のブドウ畑にまん延、壊滅状態となり、ワインの生産も1/3まで減ってしまいました。隣国ドイツはその害虫の自国への侵入を恐れてフランスからブドウの苗の輸入を禁止しました。これが植物検疫の始まりだといわれています。

同じ昆虫でも生育場所により害虫になったりならなかったり、一筋縄ではいかないわけです。

もう一例を挙げると、ジャガイモ疫病という病気が1800年代にヨーロッパで大発生し、19世紀半ばにはイギリスにも侵入して、じゃがいもを主食としていたアイルランドでは15年間に100万人の餓死者と200万人の海外移住者を発生させ総人口が1/3も減ってしまったという非常に恐ろしい現実がありました。

このように、病害虫による農産物被害は時とし

て歴史を動かすような恐ろしいものだということを物語っています。

日本から海外に渡った病害虫もいます。マメコガネという日本の野原のどこでも見かける昆虫がいて、日本では天敵がたくさんいるのでたいした被害の報告はありませんが、大正時代にアメリカに侵入し、ダイズやジャガイモの大害虫になったそうです。その被害は深刻でジャパニーズビートルと呼ばれ、当時のアメリカ合衆国での排日運動の材料にもなったと言われています。

このように国境を越えて病害虫が侵入しないように、輸出入される植物類に病害虫が付着していないか検査するのが『植物検疫』です。こういった対策はひとつの国が自国だけでやろうとしても効果が上がらないため、国際植物防疫条約が締結されており、2018年5月現在日本を含む183の国と地域が加盟して協力し合っています。

Q 日本は四季もあって自然豊かですから病害虫も発生しやすいのでしょうか、状況などお聞かせください。

日本は温暖湿潤気候帯に属していますので、おっしゃるように病害虫が発生しやすいです。病害虫に限らず、生物相が豊かです。さらに地理的には南北に長くて、スポット的に見れば、亜寒帯から亜熱帯までであるということで、いろいろなタイプの生物や病害虫に適した気候を有していると言えます。

一方、日本は周囲を海に囲まれた島国であることに加え、世界的な大航海時代といえますか国際間の交流・貿易が始まった頃には鎖国政策をとっていたこともあり、病害虫の分布という意味では驚くほどクリーンと言えます。海外から日本に侵入して定着した病害虫もありますが、好適気候地域を席卷していると言われているリンゴなどの大害虫のコードリングという小さな蛾の仲間や世界第一級の大害虫のチチュウカイミバエ（フルーツフライ）も、日本は一度も侵入を許したことはありません。

図表4 チチュウカイミバエ (Ceratitis capitata)



Q 植物検疫の中核であります輸入の検疫について詳しくお話をお聞かせください。

植物類は、お客様の携帯品（携行手荷物）、貨物、そして郵便物の3つの方法で輸入されますが、病害虫が植物に付いているかどうかという点では大量の貨物であろうが小さな携帯品であろうと一緒にですので、この3つのルート全てに植物検疫が必要です。

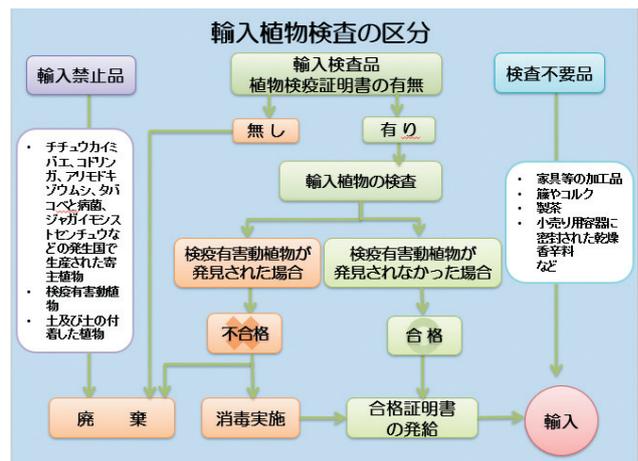
セントレアは、もちろん旅行客が携行手荷物を持ち込みますし、航空貨物の輸入も多く、さらに日本郵便株式会社の中部国際郵便局がありますので、これら3つの輸入ルートの全てに対応しています。

植物検疫では、まず特に重要な病害虫が付着する危険のある植物で、輸入時の検査では発見が困難だったり、日本まで持ってきて検査するにはリスクが高すぎる植物は輸入そのものが禁止されています。

輸入禁止品の対象となる病害虫は、先ほどのコドリングやチチュウカイミバエのほかに、ミカンコミバエ、アリモドキゾウムシ、ジャガイモがんしゅ病、タバコベと病、ジャガイモシストセンチュウなど17種が指定されています。

次に「輸入検査品」ですが、輸入禁止品又は検査不要品以外のほとんどの植物類がこれにあたり

図表5 輸入植物検査の区分



ます。まず必要書類として輸出国側の植物検疫機関が発行する検査証明書（＝植物検疫証明書 (Phytosanitary Certificate)）を確認し、輸入された植物の現物に病害虫が付着していないか目視検査を実施します。輸入時点における植物防疫官による検査は、①輸入禁止品ではないか、②相手国政府機関が発行した検査証明書が添付されているか、③検疫の対象となる病害虫が付着していないか、について検査を実施しています。これは携帯品でも貨物でも郵便物でも全て同じです。

「検査不要品」は病害虫付着の危険性のないもので、申請も検査も不要です。植物由来のものであっても、例えば製茶ですとか缶詰、家具什器な

どの加工品は病害虫が付着していることはありませんので検査不要品となります。

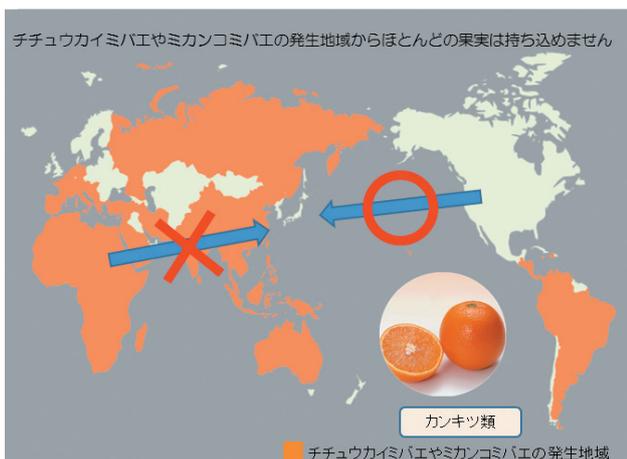
Q 輸入禁止品についてもう少し詳しくお話をお聞かせください。

例えばオレンジはチチュウカイミバエやミカンコミバエが寄生する危険性があるので輸入が禁止されていますが、それはあくまでこれらミバエ類の発生国からであって、これらミバエ類が発生していない国からは輸入植物検査を受ければ輸入することができます。

ミバエは果実内に産卵します。幼虫が大きくなって果物が腐敗してくれば見て分かりますが、卵や小さな幼虫の状態では輸入時点では分からないのが現実です。摘発した輸入禁止品を処分する前に切開調査をしますと、これら幼虫が実際に発見されるという危険な状況がよくあります。

植物そのものが悪いわけではなく、あくまでその植物に付着する危険性のある重要な病害虫の侵入を防ぐという目的です。同じオレンジなのにこの国からは輸入できるのにこの国からは輸入できない、というのが分かりにくいとよく言われます。拳銃や覚せい剤などの社会悪物品はどこの国からもだめですから、「持ち込んではいけません」と明確に言えばわかりやすいのですが、植物検査の場合は病害虫と植物の組み合わせに加え、国によって病害虫の発生状況が異なっていますので、一般の人には植物検査は複雑でよく分からないという

図表 6 病害虫の分布と寄生植物の輸入可否



ことになるのかなと思いますが、危険な病害虫の侵入を防止する目的のためということができるだけ丁寧の説明してご理解とご協力をいただいているという状況です。

Q 輸入検査品は相手国の検査証明書があっても検査を受けるということでしょうか。

そうです。輸入の検査は、まずそれが輸入禁止品でないかどうか、相手国政府機関が発行した検査証明書が添付されているかどうかをチェックした後、現物について病害虫の付着がないかどうかを検査します。植物類は工業製品のようにいつでも一定の品質で生産されるものではないため、前回検査に合格して輸入できたから今回は検査が免除されるとか、検査証明書があるから検査が省略されるというものではありません。これは携帯品のようにごく少量のものであっても、大量な貨物であっても、また郵便物であっても同じ扱いです。

植物防疫条約が締結されていますとお話ししましたが、加盟各国は特に自国に侵入を警戒する病害虫を明らかにするとともに、そのほかにもリスクの高い病害虫を相互に通報しあい、植物を輸出する側の国はそれらの病害虫について検査を行い検査証明書を発行しています。

植物を輸入する側の国は、その検査証明書の内容を確認するとともに、実際に輸入される植物の現物を検査して病害虫の付着のないことを確認する、ダブルチェック方式が国際的なルールとなっています。

Q 対象の病害虫が17種類と伺いましたが、病害虫の種類はもっと多いということでしょうか。

日本の農業や緑地にとってリスクが高く、植物検査で侵入を防がないといけない病害虫が現在1,000種類指定されています。

一方、すでに我が国に発生しているなどして輸入植物検査で発見されても特段の検査措置を取らない病害虫が約450種リストアップされています。

ところで、世界には名前が付けられている昆虫が95万種以上、おそらく新種も含めると全てで500

万種以上いるだろうと推定されており、菌類が10万種以上、バクテリアやウイルスは100万種以上いるといわれています。莫大な数ですが、その中には植物をまったく加害しない昆虫や微生物類もたくさんいますし、植物検疫の対象とすべきリスクがあるのか危険度評価が未了のものもありますので、グレーゾーンのものもあるということです。

Q 大変重要なお仕事ですが、職員の方は何か特別な資格をお持ちなのでしょうかお聞かせください。

輸出入の植物検疫を実施できるのは、法令により農林水産省に置かれた植物防疫官に限られています。

植物防疫官にはきわめて強い権限、例えば病害虫が付着している植物（輸入者の財産）の廃棄を命じる権限が与えられているため、一般の行政職の国家公務員ではなく専門行政職の国家公務員となっています。

一般的な行政事務では命じられた行政処分に対する不服があれば行政不服審査法による不服申し立てができますが、植物防疫官が検査で病害虫を発見し廃棄や消毒を命じた場合、命じられた者は不服申し立てをすることができません。と言うのも、不服の申し立てや審査を行っている間に病害虫が国内にまん延すると取り返しがつかないことになってしまうためです。

これは植物を輸入しようとした方にとっては著しく不利益になるので、間違えたりあやふやなことはできませんので、植物防疫官にはその権限に応じた大きな責任が負わされ厳格に職務遂行しています。

植物防疫官になるためには、農学区分又は化学区分の国家公務員試験に合格して植物防疫所に採用になったあと、一定期間の実務経験やその間の専門的な研修を経て、植物防疫官試験を受験して合格しなければなりません。植物や病害虫のエキスパートとして植物防疫官はその任務にあっているということです。

さらに植物防疫官に任官後も実務経験年数に応

じた研修制度があります。初任者研修、中級研修、専門研修とレベルが上がっていき、また専門研修ではテーマを害虫、病菌、線虫あるいは海外検疫や業務リスク管理といったように専門的になっており、1週間～2か月近く中央の研修センターに缶詰になって専門知識や技術を習得するシステムです。

Q セントレアでの植物防疫官の仕事ぶりについてお聞かせください。

当所には39名の植物防疫官が、携帯品検査を行う「旅客」担当と、貨物及び郵便物の検査を行う「航空貨物」担当に配置されています。セントレアは24時間運用の空港ですので、植物防疫官はシフト勤務により24時間365日勤務しています。

「旅客担当」では、旅客がセントレアに到着した際に携行手荷物として持ち込まれる植物類の検査を実施しています。航空機から降りて検疫、入国審査を経て預けたスーツケースなどを受け取りますが、そのターンテーブルのあるフロアに植物検疫の検査カウンターがあり、植物類を持ち帰った場合には検査カウンターで植物防疫官による検査を受けていただくことになります。この検査は税関の前に受ける必要があり、万一検査を受けずに税関を通過しようとするすると税関に止められて植物防疫所に戻されることになります。

輸入禁止品を輸入したり、検査を受けずに植物類を輸入した場合、植物防疫法では罰金又は懲役

図表7 携帯品の輸入植物検疫



の罰則規定があります。輸入禁止品だと知らずに持ち帰ってしまう旅行者もありますが、悪質なケースでなく検査カウンターで廃棄に同意して放棄していただければ、直ちに罰せられるということはありませんので、正直に検査カウンターに出向いて頂くようお願いしています。

また、植物検疫そのものをご存じない旅行者もありますが、セントレアでは2013年4月以降3頭の動植物検疫探知犬が順次導入されています。ハム、ソーセージなどの畜産物やリンゴ、オレンジなど果物などの臭いに反応するように訓練された犬で、ターンテーブルの周辺を回っていたり旅客が受け取ったスーツケースや段ボールの中に畜産物や植物類がないか探知活動をしています。

商業ベースで取引される貨物の場合には輸入禁止品が運ばれてきてしまうことは滅多にありませんが、旅客の携行手荷物では頻繁に輸入禁止品が持ち込まれようとしており、それらの摘発した輸入禁止品を廃棄前に調査しますと実際に輸入禁止対象のミバエなどの危険な病害虫が発見されており、非常に緊張を強いられる検査を実践しています。

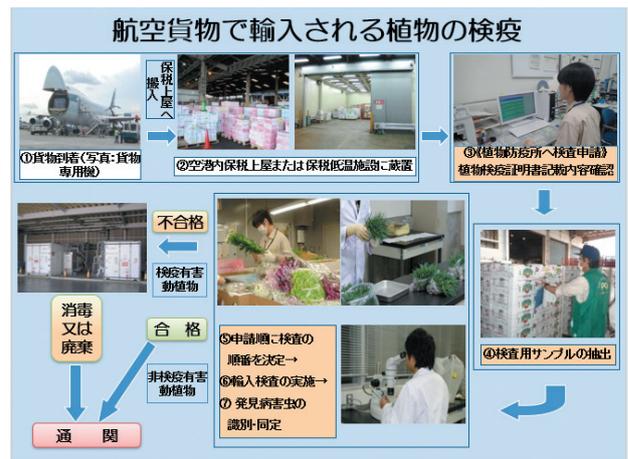
旅客が検査カウンターに植物類を持参していただいた場合、まず輸入禁止品でないか、次いで検査証明書を取得しているか、さらに病害虫が付着していないか、目視により現物を確認する検査を実施します。検査は、持参されます量により数分から10～20分程度掛かりますが、植物類を持ち帰ったお客様は必ず検査カウンターに出向いていただきたいと思えます。

Q 航空貨物や郵便物の検査に関してお聞かせください。

航空貨物の検査は、貨物地区にある当所の検査施設に運び込まれますが、コールドチェーン^(※1)貨物などは保税地域内にある通関業者の保冷倉庫に出向いて検査を実施することもあります。

大量貨物の場合、全量検査することは困難です

図表 8 航空貨物の輸入植物検疫



ので荷口の大きさに基づいて統計的な手法によってサンプリング検査を実施しています。ただし、全件検査することが定められていますので輸入の度に、必ず現物を毎回検査しています。書類審査だけで済ますことはありません。前回同じものを入れたから今回は書類審査だけで済むとか、検査そのものが簡便になるわけではなく、繰り返しますが品質が一定の工業製品ではないので前回よりも今回は病害虫が付いている可能性もありますので、旅客ターミナルでの検査と同じように、禁止品でないか、証明書があるか、病害虫がないかについて検査を実施します。

郵便物については、セントレア島に所在する日本郵便株式会社の中中部国際郵便局に出向いて検査を実施します。携帯品は旅客自身が、貨物の場合には主に通関業者が輸入者に代わって検査手続きを行います。郵便物は郵便局が検査手続きを行います。郵便物を受け取る人は既に輸入植物検査を受けた郵便物が配達されてくるのを受け取るだけですが、時として検査を受けていない植物類を含んだ郵便物が配達されてしまうことがあります。この場合には受取人は直ちに植物防疫所に連絡をして頂くようお願いしています。

Q 検査に際して、手数料などが個人負担として発生するのでしょうかお聞かせください。

(※1) コールドチェーン(英語: cold chain) とは、生鮮食品や医薬品などを生産・輸送・消費の過程の間で途切れることなく低温に保つ物流方式。低温流通体系とも呼ぶ。

植物防疫所は一切の検査料や手数料を徴収していません。全く無料です。

携帯品は、先ほど言いましたように、ご本人が持ってきますので、そこで発生する費用はありませんが、貨物の場合は、通関業者が行う申請の代行や、保税上屋と植物防疫所間の貨物のハンドリングには民間ベースで費用が掛かると考えられます。

Q セントレアならではの特徴がありましたらお聞かせください。

セントレアに限らず旅行者を対象とする携帯品検査は、全国の国際空港や最近目覚ましく伸びている国際クルーズ船も同様ですが、輸入禁止品が持ち込まれてしまうリスクが貨物に比べて格段に高いことが挙げられます。

植物検疫制度をよく知らない旅客もおられて、悪気がなくてついうっかり輸入禁止品を国内に持ち込んでしまう危険性が常にあります。

日本では主要な国際空港において旅客に対して、制度周知の活動に力を入れたり動植物検疫探知犬を導入したりしながら携行手荷物での植物類の輸入検疫に対応していますが、多くの国では携行手荷物での植物類の輸入を全面禁止にしているほどです。

また、クリーンエリア^(※2)のゴミ箱に放棄された植物類から重要な病害虫が発見されるというきわめて危険な事件も発生しております。このため、航空機から排出される機内食の食べ残しについてもグランドハンドリング会社による廃棄処分状況を監視し、セントレア島内の要所には性フェロモン等の誘引剤を用いたトラップを設置して病害虫が侵入してしまわないようにモニタリングをしています。こういった状況は貨物ではあり得ないことで、携帯品検査の大きな特徴です。

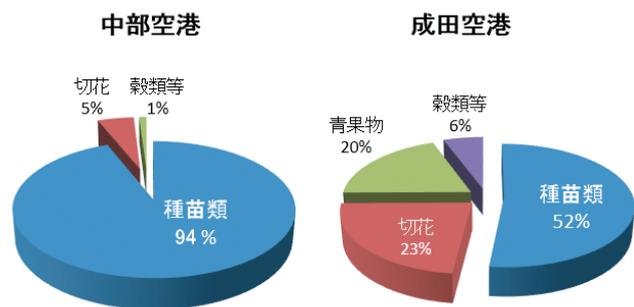
一方、貨物ではセントレアに輸入される航空貨物の約94%が苗、球根、種子といった栽培用の植物です。他の空港では野菜や果物、それから切り

図表9 セントレアに持ち込まれる主な輸入禁止品



図表10 貨物検疫の特徴

貨物検疫の特徴(他港との比較)



平成28年統計

花といった消費材が多いのに比べるとこれはきわめて特徴的と言えます。これは後背地となる愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県といった地域が園芸の盛んな農業地域でもあることと深く関わっていると思われます。

シーズンになると菊やカーネーションの苗(穂)が膨大な数量輸入されます。菊穂はエチオピアから、カーネーション苗は中国から多く輸入され植物防疫官は毎日々それらの苗を検査している状況になります。

地元、例えば愛知県の農業生産の産出額を見ますと、菊切花は235億円で全国第1位、カーネーション切花は19億円で全国第2位となっています。つまり輸入した種苗を中部圏の農家が栽培

(※2)「保安検査」後のエリアは安全が保証された「クリーンエリア」と称しています。クリーンエリアは、全てのお客様の持ち物がチェックされた後のエリアで、航空機機内と同じ安全が保たれていますので、航空機の中にいるのと同じ扱いになります。

図表11-1 貨物検疫の様子



図表11-2 貨物検疫の様子



図表12 種子の遺伝子解析による検査の様子



で終わるものがほとんどです。

ただし、例えば種子を外から肉眼で見ても病気にかかっているかどうかわかりません。この場合種子をシャーレにとりわけ、水分と温度を与えて実際に付着する菌を培養させるブロッター検査法で検査しますが、この場合には約5日程度必要となります。最近では遺伝子解析による病害虫の検査手法も取り入れられておりますが、この場合でも検査に数日間は必要です。

また、ブドウやかんきつ類など果樹の苗木の場合にはウイルス病の検査のために、日本の特別な^(※3)ほ場にて栽培して、1作期間、おおむね1年間ですが実際に育ててその間に各種の検査を行います。輸入される苗木は通常は葉が付いていない時期に取引されますので、外見だけでは分からないのが現実です。実際に植え付けて栽培してみて、展葉した葉を見たり、サンプルをとって診断したりしますので、かなり時間が掛かります。

また、日本に輸入されてからではなく輸出国側で栽培中に検査を義務づけ、所要の検査を実施して病害虫に汚染されていないことを検査証明書に追記して日本向けに輸出するという方法もあります。

し、出荷しているということなのでしょう。

こういった種苗類に仮に病害虫が付着していると、直接日本の畑に病害虫を侵入させてしまうことになるのでリスクが極めて高いことになります。しかも航空貨物の場合、短時間で輸送されて来るので、植物類も鮮度を保っていますが、病害虫も海外の畑で生息していたまま生きがよく、日本への侵入定着のリスクを高めていることになります。植物防疫官は種苗類の検査をする時にはいつも増して綿密で丁寧な細心の神経を研ぎ澄ませでの検査を心掛けています。

Q 検査には相当な時間がかかるのでしょうかお聞かせください。

基本的には現物を目視で検査していますので、検査する量にもよりますが30分くらいから数時間

Q 訪日外国人客4千万人目標に際して、セント

(※3) ほ場とは、農産物を育てる場所を指します。田、畑、果樹園、牧草地などの言葉ではそれぞれで育てられている農産物が限定されますが、ほ場と表現すればどの作物にも使えます。

レアでの対応についてお聞かせください。

旅行者が増加すると、日本の植物検疫制度を知らずに輸入禁止品や危険な病害虫が付着した植物類を持ち込もうとする旅客も増加してリスクが高まるものと危機感を強めています。

実際近年輸入禁止品の摘発件数が全国の空港、港湾で増加傾向にあります。セントレアに就航の多い中国や東南アジアの国々には輸入禁止対象病害虫の発生国が多いことから特に注意が必要と考えています。これらの旅客の増加に適切に対応できるよう体制の整備や、動植物検疫探知犬の活用を強化するなどの対策を講じる必要があり、来年半ばに予定されていますLCC専用の新ターミナルでの植物検疫にも的確に取組めるよう準備を進めているところです。

一方、農林水産省では増加する訪日外国人客に農林畜産物をお土産として持ち帰ってもらい、それらの輸出を促進しようという取り組みがあり、各国の異なる検疫要求に応じた輸出検査を的確に行うため、3階出国ロビーの一隅に輸出検査カウンターを設置しました。これまでセントレアでは植物防疫所の事務所までお客さんに来ていただいて輸出の検査をしています。所在が分かりづらく、入ってきづらいこともありますので、出国ロビーの一隅にカウンターを設けまして、植物検疫あるいは動物検疫の検査の受け付けができるようにさせていただいて、そういったことにも取り組

図表13 輸出動植物検疫カウンター



んでいます。

Q 国民の食糧や緑の国土を守る重要な業務でのご奮闘の一端をお聞かせください。

世界中の病害虫の多さは先に触れましたが、輸入植物検査で発見される病害虫はダニやアザミウマなど1mmに満たないような微小な害虫や目視では確認できない病原菌もあり、それらを検疫対象の病害虫か否かを見分けなければなりません。類似の種類も多く、顕微鏡で特徴的な部位を見て、刺毛の形状の違いや分生子^(※4)の形成を観察して判断します。

また、航空貨物は鮮度がいいと先ほど申し上げましたが、病害虫が卵や幼虫のまま運ばれてくる

図表14 検査で発見された病害虫



図表15 微小害虫の識別ポイント



(※4) 分生子とは、アオカビ・コウジカビなどの菌類で、菌糸から出た柄の先にできる無性的な孢子である。カビの色はこの色による。

こともあり、それらの発見をいっそう困難にしています。最近ではPCRなど遺伝子解析による病害虫の診断技術も取り入れています。

空港での業務はスピードが求められており、携帯品検査は旅客と対面してその場で輸入の可否、検査の可否を出さなければなりません、貨物検査も即日検査を終了させなければ空輸したメリットがなくなってしまいかねません。

スピードが要求される検査現場で、まず微小な病害虫でも見逃さずに発見し、発見した病害虫が検査の対象であるかどうか類似のものから識別する、というのは容易なことではありません。植物防疫所では植物や病害虫に関する独自の専門的な資料が作成されており、これまで積み上げられた膨大な資料を活用した検査や識別がなされています。

例えばアザミウマという害虫がありますが「アザミウマ」というのはグループの名前で、そのなかにはミカンキイロアザミウマとかネギアザミウマなど、世界で約6,000種のアザミウマがあり、外見上似ている1mm前後のその虫各々の特徴を見分けて識別・同定していくのは大変です。

そこで、植物防疫官の中で特定の害虫や病菌に専門的な知識を保有している担当官を特に「同定官」と位置づけて、高度な識別や同定の業務を行います。同定官は全国に現在52名おり、当所には航空貨物担当部署に2名が配置されています。

Q 同定官が2名ではなかなか大変な業務になってくるのではないのでしょうか。

基本的には検査や発見された病害虫の識別は植物防疫官が行いますが、植物防疫官では手に負えないものは同定官に回されます。

同定官も植物防疫官ですが、彼らにはそれぞれ専門分野があり、全国ネットワークが構築されています。自分の専門分野ではない病害虫の同定に手こずった同定官はこのネットワークで発見病害

図表16-1 植物防疫官による検査と同定官による同定作業



図表16-2 植物防疫官による検査と同定官による同定作業



虫の顕微鏡写真を専門分野の同定官に送り、いわゆる遠隔同定ともいえる方法を使うこともあります。

また、植物防疫所内にはクローズドなコンピュータネットワークにより一般的な電子メールの送受信や職員掲示板の利用などの事務系の手続きも行えますが、輸入検査で発見された重要病害虫がリアルタイムで表示されて全国の植物防疫官のパソコンのトップ画面にアラートが表示されるシステムが稼働しています。「〇月〇日中部空港において〇〇産〇〇生果実から〇〇が発見されました」と表示され、それを見た全国の植物防疫官は同一地域同一植物の検査には一層の注意を払うことができます。言ってみれば指名手配書のようなものです。

(※5) PCR (polymerase chain reaction) とは、その生物に特徴的な特定の遺伝子配列を増幅させる技術で、遺伝子はそのままでは目視できないため、人工的に増やしたい部分だけを増やす特別な装置を使い、目視で検出することを可能にする遺伝子増幅技術の代表的なもの。

(※6) 同定とは、生物の分類上の所属や種名を決定すること。

また、先ほど紹介しました病害虫に関する資料や検査手法、ベテラン植物防疫官のコツといった技術的なノウハウがデジタル化され、データベース化されたいわゆるナレッジシステムとして運用されています。

私が入省した頃とは比べものにならないほどこうしたシステムや機器類、情報化は進みましたが、最終的に現場で検査するのも発見した病害虫を同定するのも植物防疫官なので、現場で業務に携わりながら専門性に優れた人材をいかに育成していくかというのが現場での大きな課題の一つです。

Q 昨年今年と全国の海空港でヒアリが見つかり騒ぎになりましたが、植物検疫と関係があるのでしょうかお聞かせください。

こんなヒアリがいたがヒアリではないか、と当所にも持ち込まれることがあります。ヒアリは植物検疫の対象ではありません。植物検疫は「植物に有害な害虫・病菌を対象」としています。ヒアリはかみつかれると人体に害があることから大きな国民的な関心を呼んでいますし、日本に定着すると日本の生態系に影響があると指摘する学者もいますが、ヒアリが農産物に大きな被害を与えたという報告がないことから植物検疫の対象ではないわけです。これは、セアカゴケグモがちまたをにぎわせたのと同じ事例です。

ヒアリは環境省の所管になりますが、我々が普段扱う昆虫の仲間ですし、一方、環境省の出先機関がセントレアには無いので、我々としてもヒアリかどうかの見分け作業や環境省との連絡などの協力体制は敷いています。

植物や昆虫に関わる水際の業務としては植物防疫法のほかにもワシントン条約、外来生物法や生物多様性条約などがあり、これらは植物防疫所の管轄ではありませんが、植物類や昆虫類など我々の知識や技術がお役に立つ分野では所管の税関や他省庁と連携をとっている状況です。

Q 国際交流の最前線で働いている職員の勤務についてお聞かせください。

当所の職員は、24時間365日体制でシフトを組んで不規則勤務となっています。最近では当所でも女性職員が多く在籍していきまして、子育て中の女性職員も増加し、最前線で働いています。

また、国家公務員なので2～3年の期間での人事異動もあります。冒頭植物防疫所は全国を5つのブロックに分けて本所が設置されていますと紹介しましたが、人事異動は本所間をまたいで全国規模で行われるため、空港から海港への異動もあり、また、港によっては穀類や木材に特化した職場もあります。そこで必要とされる植物防疫官の知識や技術も違ってくるので、異動する本人も大変ですが、適材適所の職員配置で全国の組織を維持していくということも大変なことです。そのため、個々の職員が持っている得意分野を活かしながら、幅広い業務に対応できるスペシャリストに育成していけるよう、日常的な仕事の中で新しい

図表17-1 輸出国での現地確認業務



図表17-2 輸出国での現地確認業務



知識や技術を磨いていけるよう配慮しているところだ。

植物検疫は諸外国との交流の中で生じる業務のため、海外に興味を持つ職員が多いと感じています。

諸外国との交渉や協議といった外交は、外務省であったり農林水産省の中でも霞が関本省の仕事のように思われがちですが、植物検疫の現場業務として海外に数週間～4ヶ月程度出張する仕事もあります。

現在1年間に約20か国、のべ約70名の植物防疫官が海外検疫業務のために出張しています。2国間で合意された植物検疫措置が輸出国側で合意どおりに実施されているか、日本向けに輸出される前にその植物の確認をしたり、相手国側の組織や検疫措置システムが有効に機能しているかを査察したりする業務に携わっています。

本来輸入禁止品の例えばアメリカ産サクランボとかフィリピン産マンゴウ、オランダ産のパプリカ、オーストラリア産のブドウなどが日本のスーパーマーケットなどで販売されているのは、2国間で定められた基準で禁止対象病害虫の完全殺虫殺菌処理又は無発生の確認が輸出国側で実施されたことを日本の植物防疫官が現地で確認して日本への輸出が許可されているからです。

また、農林水産省が行う各種の国際会合に専門家として同行したり、病害虫の発生に関する現地調査に派遣されることもあり、途上国の政府からその国の植物検疫制度を構築するためのアドバイ

ザーとして招聘されることもあります。これら海外関係の業務に関心のある職員は日頃から語学勉強などにも余念がなく、組織としてもその支援に努力しています。

Q 最後に農林水産省名古屋植物防疫所 中部空港支所長としてのお立場で一言お願いします。

このインタビュー記事に目をとめていただいた方々の中にも、海外からのご帰国の際にお土産で植物類をお持ち帰りになろうということもあるかもしれません。海外から植物を持ち込む際は、個人用で少量のものであったり、輸出国側の免税店で販売されているものであっても植物検疫が必要となりますので、日本への到着空港の入国審査後、税関検査場内にある「植物検疫カウンター」で植物検疫の検査を受けていただくようお願いいたします。

輸出側の国・地域によって持ち込みが禁止されている種類があります。また、輸出国政府機関が発行する検査証明書（Phytosanitary Certificate）の添付がないと持ち込みできませんのでご注意ください。

規制の内容については、植物防疫所のホームページをご覧ください。お近くの植物防疫所へお問い合わせください。

植物に有害な病害虫の侵入・まん延を防止し、日本の「農業」と「緑」を守るために植物検疫を実施しています私どもの業務遂行にご理解とご協力をお願いいたします。



農林水産省名古屋植物防疫所中部空港支所 支所長 平野 善広（ひらの よしひろ）氏

1960年5月生 58歳 近畿大学農学部卒業
1984年4月 農林水産省入省
1984年6月 横浜植物防疫所東京支所
1986年4月 農蚕園芸局植物防疫課
1997年4月 北陸農政局生産流通部農産普及課
1999年4月 農産園芸局植物防疫課
2003年4月 横浜植物防疫所調査研究部 次席調査官
2009年4月 横浜植物防疫所 業務管理官
2012年4月 名古屋植物防疫所 統括植物検疫官
2017年4月 名古屋植物防疫所中部空港支所 支所長（現職）